

承認第 2 号

専決処分事項の承認について

土地の処分について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

平成 25 年 11 月 25 日 提出

橋本市長 木下 善之

専決処分について

下記のとおり土地を処分することについて、急施を要するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、市長において専決処分する。

平成 25 年 10 月 7 日 専決

橋本市長 木下 善之

記

- | | |
|----------|--|
| 1 所在地 | 橋本市紀ノ光台三丁目 1 番 25、1 番 21、1 番 22、
1 番 36、1 番 38、1 番 39 |
| 2 地目 | 宅地、山林 |
| 3 地積 | 16,063.53 m ² |
| 4 処分金額 | 73,734,360 円 |
| 5 契約の相手方 | |
| 所在地 | 大阪府岸和田市臨海町 12 番地 19 |
| 会社名 | 真和テック株式会社 |
| 代表者名 | 代表取締役 植野 正仁 |